

令和 7 年版

環境公害関係条例・規則集

和 歌 山 県

(3) 環境項目に係る排出基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出させるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	160(日間平均120)
浮遊物質量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつき ミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつき ミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	2
フッ素含有量 (単位 1リットルにつき ミリグラム)	15
大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均800

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場等に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場等に係る排水水については適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。

(4) 測定方法

項 目	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物、シアン化合物、 有機 ^{りん} 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)、 鉛及びその化合物、六価クロム化合物、 ヒ素及びその化合物、 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、 アルキル水銀化合物、水素イオン濃度、 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、 浮遊物質 ^{りゅうぶつ} 量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、 フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、 溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、 クロム含有量、 ^{ふっ} 素含有量、大腸菌数	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣 が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環 境庁告示第64号)による。
ニッケル、硫化物	日本産業規格K0102による。